

地域包括支援センターの事業計画について

1 地域包括支援センターから提出された事業計画について

地域包括支援センター設置運営法人は、平成 21 年度地域包括支援センター設置運営事業を受託するにあたって、事業目標等をまとめた「地域包括支援センター事業計画」を提出した。事業計画は下記の項目で構成され、それぞれの項目ごとに、平成 20 年度における事業の実施結果と、平成 21 年度の事業計画について記述されている。

(事業計画項目)

- 1 地域包括支援センター運営の基本方針
 - ・担当圏域の現状と課題
 - ・平成 21 年度のセンター運営にあたっての基本方針
- 2 各事業の進め方
 - 総合相談支援業務
 - 権利擁護業務
 - 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
 - 介護予防関連業務
 - 地域・関係機関との連携・ネットワークづくり

2 平成 20 年度事業の実施結果について

各センターから提出された実施結果報告の概要は下記のとおりである。

総合相談支援業務

- ・定期的に地区民児協や老人クラブ連絡会等へ参加し、主な地域の関係機関とは顔の見える関係が定着しているセンターがほとんどである。
- ・地域の高齢者の実態把握にあたって、これまでに関係を築いてきた機関に加えて、薬局・コンビニ・金融機関等に出向き、センターの PR をしたことで、気になる高齢者の情報把握につながったということもあった。
- ・複合的な問題を抱えるケースへの対応が増していると認識しているセンターが多く見られ、センター内職員間及び各種関係機関との連携が必要となる場面が今後一層増していくことが予想される。
- ・防災への対応として、センターとして安否確認等の対応をすべき方をリスト化したり、町内会の活動に参加して地域の現状把握を行うなどの取組が見られた。

権利擁護業務

- ・高齢者虐待や消費者被害について、具体的な事例が発生し、区役所保健福祉センターや民

生委員と連携し、実際に対応したセンターが多く見られた。

- ・成年後見制度については、各センターで申立て支援等の対応及び機会をとらえての住民に対する普及啓発は進んでいる。具体の事例にあたっては、複雑な問題を抱えるケースである場合が多く、支援の困難さや要する時間の多さを認識している、という声が複数のセンターから出ていた。
- ・高齢者虐待に関しては、仙台市高齢者虐待防止マニュアルに基づいての対応ができているものの、地域で防ぐ、地域で支えるネットワークの構築までには至っていないと認識するセンターが見られ、今後の課題と思われる。

包括的・継続的ケアマネジメント業務

- ・利用者の入退院時を中心に医療機関と介護支援専門員等との連携が図れるよう調整を行ったり、医療連携室との関係を強化しているセンターが多く見られた。一方で、まだ医療機関との連携が不十分であるという課題認識を持つセンターも複数見られ、医療機関・センター・地域の介護支援専門員が相互に連携し合えるような日頃からの関係づくりが求められる。
- ・担当圏域の介護支援専門員に対する支援については、すべてのセンターで研修会や事例検討会が実施され、今後も継続的に実施する方針とされている。テーマは権利擁護関係を取り上げているセンターが多い。
- ・地域の関係機関と連携し、地域全体の高齢者に対する包括的・継続的ケア体制構築に資することを目的として、ほとんどのセンターで担当圏域包括ケア会議が複数回実施された。20年度は「地域の社会資源・福祉マップづくり」「成年後見制度」「認知症」「消費者被害」「災害時対応」「医療制度・健診制度」といった個別のテーマを設定して会議を開催するセンターが多く見られた。

介護予防関連業務

- ・特定高齢者把握については、健診開始前に医療機関を訪問し、特定高齢者施策の説明をするなどの働きかけを行うセンターが多数見られた。今後も医療機関への更なる周知を図り、連携を強化したい、とするセンターも見られた。
- ・介護予防ケアマネジメントについては、各センターにおいて、利用者に対して意欲が持てるような目標を設定し、自立支援に向けたプログラム提案を意識して実施している。
- ・指定介護予防支援事業に要する業務量が地域支援事業の実施を圧迫する状況については、要支援者数も引き続き増加傾向にあり、前年度から大きな変化はないものと思われる。
- ・介護予防普及啓発については、地域での様々な会合に参加してのPRをほとんどのセンターで行っていた。また、独自の広報誌を作成し、町内会回覧や新聞折込などにより、幅広く配布しているセンターも見られた。
- ・介護予防教室については20年度も各センターでの積極的な取組により実施回数増(H19: 698回 H20: 734回)となり、介護予防普及啓発の一助となった。

地域・関係機関との連携・ネットワークづくり

- ・民生委員や町内会とは、すべてのセンターで顔が見える関係を築くことができている。また、警察(派出所)や金融機関(郵便局等)とも関係を築いているセンターが増えてきている。

- ・介護予防・地域包括ケア構築事業や高齢者虐待防止ネットワーク構築事業への取組を通して、地域との連携をさらに強めているセンターも見られた。一方で、担当圏域内の一部地域でのさらなる浸透を課題ととらえるセンターも見られた。
- ・新築の大型マンションが増加している圏域を担当するセンターからは、実態把握の困難さに苦慮する声が聞かれた。

3 平成 21 年度事業の実施計画について

各センターから提出された実施計画は、これまでの事業実績から浮かび上がってきた課題を踏まえたものとなっている。計画の中でセンターが特に重視していることや、独自性のあるものとして、おおむね下記の点が挙げられている。(各センターが掲げる、平成 21 年度のセンター運営にあたっての基本方針の概要については、別紙「平成 21 年度地域包括支援センター運営にあたっての基本方針」を参照)

多様化・重層化しているケースへの適切な対応及び関係機関・制度の活用

大きな柱として「認知症高齢者支援」を掲げ、既に取り組んでいる「高齢者虐待防止ネットワーク構築事業」との相互作用を目的とした積極的取組

独居・高齢夫婦世帯・生活保護受給者等急激な状況変化が危惧される方につき、健康状態変化・認知症状・消費者被害等を早期発見・予防できる見守りネットワーク構築

医療機関(病院・診療所)や交番・郵便局・商店等との連携強化

虐待、家族支援、認知症理解といった幅広い意味での地域への普及・啓発

特定高齢者に決定された方に対する元気応援教室等への参加の動機付け及び参加しない方への支援・関わり方

介護予防・地域包括ケア構築事業によって育成された介護予防運動サポーター及び自主グループの継続的支援

企画力を高め、計画性のある事業を展開するための企画書活用及びそれに伴う業務効率化

4 事業実施状況の確認について

これらの事業計画は、各地域包括支援センターから提出された原案をもとに、地域包括支援センター、区役所保健福祉センター及び高齢企画課の職員が意見交換を行ったうえで作成されている。本市としては、今年度後半に予定している事業評価及び年度末の実施結果報告などを通し、計画が適正に実施されているかについての確認及び評価を行っていく。

平成21年度 地域包括支援センター運営にあたっての基本方針

地域包括支援センター名	運 営 方 針
五 橋	<ul style="list-style-type: none"> ・地区民児協、地区社協、町内会、老人クラブ、婦人防災クラブ、体育振興会、商店街、自主サークル等の地域団体及び市民センター、学校等の関係機関と連携しながら、より多くの地域住民や団体にセンターの目的や機能を知っていただくよう努めるとともに、地域の情報が寄せられやすく、また、誰もが気軽に相談できる地域にとけ込んだ総合相談機関となるよう努める。 ・地域団体等とのネットワークをさらに充実、拡大し、担当地域全体の実態を偏ることなく把握できるよう努める。 ・研修会やケア会議等を通じた地域住民への認知症の理解、介護予防教室の実施や介護予防自主グループ・サポーターの協力による地域における介護予防の普及・啓発、関係機関との連携による事業展開等、今までの各地域での成果を、他の地域でも応用しながら事業展開を図る。 ・センター業務について、それぞれの専門職が「チームアプローチ」の考えの基に、情報の共有や相互助言等を通じ、目標に向かって今まで以上に連携し対応する。 ・組織の方針として社協の持つ強みを活かし、地区社協を中心とした地域住民ネットワークとの有機的な連携・協働を、組織全体で積極的に推進し、地域の高齢者を中心とした福祉課題の解決に取り組み、併せて地域福祉全体の向上に努める。
上 杉	<ol style="list-style-type: none"> 1 マンション居住者や、未把握の支援の必要な高齢者の実態把握が進むよう、商店・銀行・郵便局・コンビニ・美容院・町内会未加入のマンション、関係の薄い医療機関等とへ挨拶・声かけ広報活動をする等の工夫をしながら新たなネットワークを形成し、ワンストップ機能を発揮した総合的・重層的な相談窓口として推進していく。 2 多様化・重層化しているケースについて、適切なサービス、関係機関・制度の活用に関わり、必ずモニタリングし継続的支援を実施する。 3 成年後見制度活用が促進され、消費者被害に遭遇した際の対応方法が多くの地域住民に浸透するよう、「権利擁護」に対する情報を広報等で発信していく。 4 権利侵害に陥っている可能性のある方の情報が入りやすい体制の必要性についてケア会議等で説明し、未然に地域で防止できる地域・ネットワークづくりに取り組む意識づくりをしていく。 5 重層的課題、困難事例が多いことから、3職員で情報共有して対応策を立て、適切に利用者の権利擁護が図られるよう関係機関と各々の役割を検討し、包括的ケアが展開できるよう努めていく。 6 複雑・重層化しているケースに対応すべく、行政の高齢者支援係以外の課・係、障害者支援センター、関係機関、インフォーマル団体等とのネットワークを拡充し、かつ自助・共助による「助け合う地域づくり」の必要性を町内会・民生委員等に事例を介して発信していく。 7 担当圏域の介護支援専門員がバーンアウトせず、多様なネットワークを活用できるよう、支援困難事例や法令に係る質問・疑問等に対し「スーパーバイズ」できる体制づくりを強化していく。 8 介護予防自主グループの活動が軌道にのり、積極的にその地区で介護予防が普及・啓発されていくようバックアップしていく。 9 個人の介護予防に対する動機付けを行い、町内会や老人クラブ、サロン活動の活性化等がなされるよう取り組んでいく。 10 特定高齢者候補者の実態把握に努めることを継続しながら、特定高齢者決定した方を継続的に訪問し、必要に応じ介護予防マネジメント支援を行っていく。 11 自助・共助による地域ネットワークが2箇所(上杉3～4丁目、上杉6丁目)に形成され、地域住民の方々が住み慣れた地域で安心して暮らしていける網目ネットワークが拡充できるよう取り組んでいく。
国 見	<ul style="list-style-type: none"> ・地域に親しまれる身近な総合相談支援窓口を目指します。 ・担当圏域高齢者の心身の健康維持、保険、福祉、医療の向上、生活の安定の為に必要な援助、支援をおこないます。 ・担当圏域の医療関係や介護支援専門員との連携を図りながら関係機関、団体、各事業者のネットワーク構築への支援をおこないます。

青 葉 区

平成21年度 地域包括支援センター運営にあたっての基本方針

地域包括支援センター名	運 営 方 針
木 町 通	<p>1 高齢者の実態把握に努める。町内会、民児協・病院の医療連携室と連携を図り、こまめに訪問をする。</p> <p>2 高齢化率の高い地域を中心に介護予防の声がけ、勉強会等の開催を進め、地域の持っている社会資源の育成に努める。また、認知症の方への対応等を学び、できるだけ地域で住み慣れた自宅で長く過ごせるような地域のサポート体制を作れるよう支援していく。</p> <p>3 高齢者が自分で自宅で元気に過ごせるように、筋力の向上、維持ができるように介護予防教室の開催を行う。</p>
双葉ヶ丘	<p>・センターの存在や役割を浸透させるための広報や啓蒙方法を検討し、顔の見える関係の構築を図っていく。</p> <p>・地域の関係機関と連携を深め地域の実態把握に努めるとともに、ニーズの早期発見を図る。</p> <p>・20年度に行った虐待防止ネットワーク構築事業をさらに発展させ根付かせるため、「出前講座」の開催を継続するとともに、担当圏域包括ケア会議において、権利擁護や消費者被害についても勉強の機会を企画していく。</p> <p>・介護予防自主グループの支援を継続し、地域における介護予防について普及啓発に努める。</p> <p>・高齢者の方々の自己決定を支援し、安定したサービスが提供できるよう職員の資質向上に努め、特に情報のずれをなくすためアセスメントや整理の枠組みについて勉強をしていく。</p> <p>・企画力を高め、計画性のある事業を展開するため、企画書を活用し業務の効率化を図っていく。</p>
葉 山	<p>引き続き、地域担当制により地域での課題をみつけ、解決することで、個人の生活課題の解決の支援ができることを目指す。また、ソーシャルワークの視点を意識することで、地域の力、個人の力を引き出し、課題解決ができるように支援する。そのためには、センターの力量、個人の力量のスキルアップを図れるようなセンターの運営を行う。毎日のミーティングの充実、カンファレンスの定期開催、ケース資料等の整備。また、実習生の受け入れを通じ、後進の育成と、自らの業務の振り返りを行うことにより、センターの力量アップにつなげていく。</p>
台 原	<p>課題解決に向け、町内会、民児協はもとより地区社協、区社協との連携を強化することで情報の共有化を図り、地域に根ざした支援を行うため、新たな社会資源の発掘を行う必要がある。</p> <p>町内会長会や老人クラブ会長会等に出向き、センターの周知活動を行いつつあらたな情報収集の場とする。</p> <p>町内会単位で出来る限り防災についての情報を収集し、センターの災害時対応マニュアルを作成する。</p> <p>虐待防止ネットワーク構築事業を足がかりに関係機関とのネットワーク作りを行う。</p>
花 京 院	<p>・担当圏域を大きく2つの小学校区に分け、各小学校区毎に年2回程度担当圏域包括ケア会議を実施する。</p> <p>・東六小学校区での初めての担当圏域包括ケア会議・介護予防教室開催に向け地域のニーズの把握を図り、情報収集に努める。</p> <p>・北六小学校区では、住民が運動を通じ介護予防に積極的に取り組んでいる。今年度は、ベガルタ介護予防教室を実施することで、より多くの学ぶ機会を得る事ができるよう啓発に努める。</p> <p>・東六小学校区で介護予防教室を開催することにより、北六小学校区が手薄にならないよう、北六小学校区に於いて平成22年度以降、重点的に高齢者虐待防止ネットワーク構築事業を展開できるような足がかりを作る為に情報収集と啓発に努めたい。</p> <p>・相談業務に於いては、センター内の各職種が常に連携し合いながら、1つのケースを全員で共有し、支援できるように体制を強化する。</p> <p>・伝達事項は、全職員で常に共有し、職員間の連携を更に強化する。</p> <p>・毎日の朝礼を充実させ、必要な都度ケース会議や伝達研修を実施することで職員間の連携をより強化すると共に、各職種の専門性を生かし、より相談者のニーズに沿った支援ができるよう努力する。</p> <p>・職員の業務に対する意識を向上させるため、各人毎に「長期目標」と「短期目標」を設定させ、管理者及び所長が評価する。</p>

平成21年度 地域包括支援センター運営にあたっての基本方針

地域包括支援センター名		運 営 方 針
青 葉 区	大 倉	<p>まず、圏域全体(広陵地区のみならず)に健診・生活機能評価を受けて頂くよう働きかけを行うことや、介護予防教室を地域性を考慮して場所・回数を企画し直すこと、また積極的に今まで呼ばれていない地域に出前講座を開催し周知を行うこと等でこれまで以上に介護予防の浸透を図ること。そして、地域住民・関係機関に対して気づきをテーマに早期発見・見守り支援のネットワーク構築に向けて担当圏域包括ケア会議の場等を通して取り組む。</p> <p>それらを遂行するにあたって職員皆が協力し合い進めていく。</p>
	あ や し	<p>来年度の基本方針の大きな柱として「認知症高齢者の支援」をあげ、重点的に取り組む。具体的には地域住民に対し認知症についての知識等を習得して頂けるよう、各町内会等に積極的に出向く。「認知症高齢者の支援」は昨年度から取り組んでいる「虐待見守りネットワーク構築事業」との関連も多く、相互作用も期待できるため積極的に取り組む。</p> <p>事業展開に当たっては従来通り、常に公正中立の立場を守り基本業務を正しく理解し法令順守を心がける。</p> <p>センターのPRについては継続して行うが、相談窓口としてより多くの地域住民に活用していただけるよう、高齢者のみでなくそのご家族にも周知できるようにする。</p>
	国見ヶ丘	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的に目的を意識しながら業務に当たる。 ・住民の主体的な取組を促進できる仕掛けを検討する。 ・認知症や介護予防を考えることを通じて住み続けられる地域づくりを考える。
	南 吉 成	<p>今年度も各地域団体の会合への参加や定期発行するセンター広報誌(はつらつ便り)を活用しながら、高齢者の権利擁護や介護予防に関する普及・啓発活動に積極的に努め、高齢者が地域で尊厳ある生活を維持できるようにサポートしていく。また、センターのPR活動についても継続しながら高齢者の相談を総合的に受け止められる地域の身近な相談窓口を目指していく。更に高齢者に必要なサポートを地域全体でマネジメントできるような、地域ネットワークの構築を長期的ビジョンでの目的としながら、担当圏域包括ケア会議を有効的に開催していく。</p>
	桜 ヶ 丘	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携をより一層深めることで地域住民の「気付き」を促し、支援を要する高齢者を早期に発見でき適切な支援につなげる。 ・センターの権利擁護機能を地域に広く周知し、虐待防止や成年後見制度の活用へつなげる。 ・特定高齢者を積極的に把握した上で、どのような状態にある高齢者でも地域において介護予防が切れ目なく取り組めるよう、社会資源創出への支援を行う。 ・事業全般においてPDSに基づいた運営を行い、業務改善に取り組む。
	小 松 島	<p>高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営む事ができるよう、高齢者に関わる地域機関(町内会・社会福祉協議会・老人会・日本赤十字奉仕団等)とのネットワーク構築を継続し、民生委員・介護予防関係機関・医療機関・各区保健福祉センター等と連携を図り、総合的な相談対応を行う。</p>
宮 城 野 区	岩 切	<p>岩切地区は駅前の開発に伴い若い世代の人口が増加し、新町内が立ち上がる予定。ほか高齢世帯、同居でも日中独居の高齢者が多くなっており、70・80代でも田畑に出ている方も多い。古くからの住民の地域性があり、家族内で問題を抱えていても、なかなか表出しない傾向がある。また、介護への認識の低さ、介護力を活かさない家族が多く見られる。鶴ヶ谷は、市営住宅が密集している地区と、約40年前に造成された団地があり、両者とも高齢世帯、独居高齢者が増えている。市営住宅では生活保護を受けている方、身体障害者や精神障害者の方も多く生活されているが、介入が困難な場合もあり、また、2丁目からの転居者が孤立している傾向が見られる。</p> <p>上記のように、地域ごとの特徴や課題があるが、地域住民一人ひとりが健康で活気のあるまちづくりに参加し、元気に生活がおくれるよう支援する。</p>

平成21年度 地域包括支援センター運営にあたっての基本方針

地域包括支援センター名		運 営 方 針
宮 城 野 区	東 仙 台	<p>今年度も3つの民生児童委員協議会エリアを柱に活動を展開していく。</p> <p>< 原町 > 民生児童委員、町内会等、頻繁に高齢者に携わってくださる方だけでなく、若い世代の地域住民(商店街の方々)とも関わりを持ち、より一層地域の把握に努め、社会資源の発掘、センターの広報を積極的に行う。</p> <p>< 新田 > 介護予防教室を通じ、各町内会、関係者との関わりを深め、サロン活動へも積極的に参加していく。地域住民の予防の取組の意識を高め、地域独自の運動教室の立ち上げを目指す。地域で虐待をテーマに会議を持ち、高齢者のみでなく幼児に関しても検討し、地域住民が安心して暮らせるように、支援体制を築き、ネットワークづくりを目指す。</p> <p>< 東仙台 > ケア事業にて民生児童委員、町内会、地域のサポーターとの関わりが増えている。センターの理解をより一層地域に広めていく。</p> <p>今後も地域包括支援センターの3職種の役割を明確にし、それぞれの専門性を高める。圏域内の介護予防意識の向上とネットワーク構築を最大の課題とし各種業務を積極的に行う。</p>
	榴 岡	<p>住み慣れた地域で尊厳ある生活実現の支援を行う。</p> <p>地域のネットワークをより緊密に構築していく。顔の見える関係づくりを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が集う場や地域活動に積極的に参加し日常的な接触の中からその地域の福祉ニーズを把握していく。 相談業務の充実、予防教室の内容の充実、各制度の普及 効率的・効果的なケアマネジメントの実施 ・適切な予防プランの作成
	高 砂	<p>地区社協を中心とした地域住民ネットワークとの有機的な連携・協働を推進し、地域高齢者を中心とした福祉課題の解決に取り組み、併せて地域福祉全体の向上に努めていく。</p> <p>高齢者が尊厳を持ち、健康で安心して自立した地域生活が継続できるようあらゆる相談に応じ、必要な情報提供と適切なサービス利用支援を行い、本人及び地域資源の力を活用しながら包括的に支援していく。</p> <p>地域特性に応じた介入を行うための実態把握を行なう。</p> <p>高齢者の虐待防止ネットワーク構築事業を活用し、高齢者虐待や消費者被害等の防止及び早期発見のため、権利擁護の啓発活動に努める。</p> <p>介護予防に関する普及啓発事業のさらなる構築に努める。</p> <p>医療機関、介護支援専門員等と連携を図り、医療から介護への切れ目のない支援を目指す。</p>
	福 田 町	<ol style="list-style-type: none"> 1 運動自主サークルの継続と新しく立ち上がる自主サークルの支援を区と連携して行う。地域の特性を考慮した介護予防教室と認知症教室を開催して、介護予防と認知症の理解の啓発を進める。 2 包括の業務や活動状況を関係機関や関係者に継続して説明し、包括の機能が果たせるようにネットワークを深めて安心して年を重ね、住み続けられる地域づくりのための活動を進める。 3 適切なケアマネジメントにより、支援を必要とする高齢者が自立した尊厳ある生活を送ることができるよう、関係機関と連携を図り、包括的継続的ケアマネジメント支援を行う。

平成21年度 地域包括支援センター運営にあたっての基本方針

地域包括支援センター名	運 営 方 針
宮 城 野 区	<p>地域に居住する高齢者の活力ある生き生きとした生活のためには、高齢者が自ら積極的に社会に参加し、尊厳をもって日常生活を送ることができる地域環境が必要です。そのため、地域住民や地域に在る社会資源をネットワーク化することが重要であり、地域で共に支えあう意識を醸造すると共に、介護予防に関する具体的な支援体制を構築することが必要です。また、高齢者自身が自己実現を図りながら、それぞれ個人の尊厳が保持される生活を送ることが出来るよう、総合的な相談支援と権利擁護の視点を持った体制が不可欠であると考えます。高齢者が住みなれた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるように、地域における保健・医療・福祉の連携を図りながら、長期的・継続的・包括的な日常生活の支援を行なうことを運営の基本と致します。</p> <p>【平成21年度年間重点目標】</p> <p>総合相談機能・権利擁護の視点強化を図り、機能的な支援を行います。</p> <p>地域ネットワーク会議の充実を図ります。</p> <p>・鶴ヶ谷全域において、3包括(岩切・小松島・燕沢)で連携し、地域ネットワーク会議を開催します。</p> <p>・柘江・西山小学校区における地域ネットワーク会議を開催します。</p> <p>実態把握を綿密に行い、継続的に支援活動ができるようにします。</p> <p>自発的に介護予防に資する生活習慣や自己管理方法を身につける「定着支援」を行います。</p> <p>特定高齢者の把握を行ない、要支援・要介護状態を予防する具体的なサービスに繋げていきます。</p>
若 林 区	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域からの情報収集:日常生活上高齢者と関わりの多い各種団体(町内会・民生児童委員・地区社協・老人クラブ・介護保険事業所・医療機関・ボランティア団体・老人福祉センター・市民センター・商店・金融機関など)と、定期的な意見交換の場を設ける。各種団体との連携を深めさらに要望を伺い、担当圏域住民が求めているセンターが果たす役割を認識して活動を実施する。 2 緊急事態発生時の対応:高齢者一人暮らしや高齢者夫婦、日中独居の方々へ、緊急事態発生時の対応が関係機関と連携よく対応できるように日頃から情報収集を行う。 3 介護予防活動の充実:今まで連携をとってきた各種団体・六郷健康づくりサポーターなどと協力し、従来の活動を支援・協賛しながらセンター職員の講師派遣を積極的に行い、住民との交流を深めながら介護予防の意識が浸透し、健康長寿へつなげていけるように活動を行う。 4 見守りネットワークの構築:独居高齢者・高齢夫婦世帯・日中独居・生活保護受給高齢者など急激な状況変化が危惧される方々を各種団体・地域住民による日常的な見守りにより、健康状態・認知症状・消費者被害などを早期に発見または予防できるような見守りネットワークを構築する。 5 高齢者権利擁護の知識・情報提供の実施:高齢者の権利擁護に関する知識(成年後見制度・消費者被害・虐待など)を多くの住民や関係機関が学習できる機会を積極的実施し、高齢者が住み慣れた地域で出来るだけ長く生活が継続出来る様な環境づくりを行う。 6 認知症の理解を深め、見守りができる地域:多くの地域住民が認知症を理解し、地域で暖かく見守りができるような病気としての認識を持ち、住み慣れた地域で出来るだけ長く暮らし続けられるような地域ができる。 7 災害発生時の対応:地震や水害など災害発生時のセンターとして求められる役割を確認し、行政機関と連携をとって対応できるように取り組む。 8 総合相談業務の充実:センター職員全員が、相談者に対して的確な支援が出来る様、必要な知識・面談技術を高められるよう研修などに積極的に参加し、自己研鑽及び職員同士での助言など行う。また、他機関との連携がとりやすいように日頃から情報交換など行う。
河 原 町	<p>特定高齢者に該当する可能性のある方が、多く特定高齢者として判定され介護予防の為の取組に結び付けられるよう、医療機関との連携を図る取組を実施していきたい。</p> <p>一人暮らしの方の場合、緊急の場合の支援体制、連絡先等を意識した関わりを強化していきたい。</p>

平成21年度 地域包括支援センター運営にあたっての基本方針

地域包括支援センター名		運 営 方 針
若 林 区	荒 浜	<p>(基本方針)</p> <p>地域住民の保健・福祉・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とします。</p> <p>ご本人、ご家族からの相談、民生委員・行政・医療・関係機関等からの相談連絡対応は、迅速・円滑に対応します。</p> <p>地域住民、民生委員、ケアマネジャーの方々へのPR活動、行政、関係機関との連携を図り対応します。</p> <p>地域の高齢者の方々が要支援・要介護状態になることを予防し、できる限り自立した生活を営むことができるよう支援します。</p> <p>地域との連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域とのネットワークをつくる ・包括ケア会議の開催 ・事業所との情報交換会の開催 <p>社会資源の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主グループ(サロン)活動の構築 <p>事態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定高齢者の発掘
	遠見塚	<p>地域にある社会資源や関係機関、関係団体などの支援関係者ら、多くのネットワークとつながりを持ちながら、地域支援活動を行っていく。</p> <p>地域にある子供たちも含めた若い世代のパワーの掘り起こしと高齢者も役割や生きがいをもって社会参加していけるような支援を行う。</p> <p>災害要援護者推進活動に積極的に関わり、町内会、民生委員等との連携を深め、日頃からの減災対策を兼ねた支援活動に取り組んでいく。</p>
太 白 区	愛宕橋	<p>これまでの地域・住民・医療・関係行政機関とのネットワークを確かなものとし、これまで連携の必要性が低かった機関とも、すぐに連携し対応できるようつながりを保っていく。地域全体のニーズに迅速に対応できるような体制を目指し、常に公正・中立な立場で運営にあたっていく。</p>
	八木山	<p>(基本方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が最後まで地域でいきいきと生活できるように支援していく。地域力、具体的には地域全体の介護力や福祉、医学知識を向上させネットワークを組んでいく ・センターが主体となるのではなく地域の方がどのように包括を活用したいのかを確認し、地域の考えに沿う形での運営をしていきたい。 <p>(詳細)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度は全町内会で防災の支援体制に取り組む。包括としては、支援体制の構築に関してできる部分で支援しながら、地域の問題解決に取り組む。 ・介護保険サービスは心理的側面を満たすには十分ではない為、地域との関係が人々にとっては重要であり、地域住民のいきがいを支える社会活動の場やインフォーマルサービスの重要性を意識し活動する。
	西多賀	<p>現状として、鉤取地区が以前からの介護予防教室・ケア会議を通じて地域との関係が軌道に乗り始めているため、今後は鉤取地区での実績を他地域へ紹介しながら、教室・ケア会議開催などを通じて関係強化に努める。</p> <p>21年度は西の平地区を重点地区とし、予防教室やケア会議開催を目標とする。同様に22年度の新規開拓を考え、西多賀地区へのアプローチ(回覧板や地区の掲示板使用・地区社協との関係作り)を行っていく。</p>
	長 町	<p>昨年同様市が求める包括の役割を担い、個人情報保護には十分留意し、地域社会と更に関わりを深め今以上にネットワークを構築していく。また、地域にある社会資源を活用・開発することにより、地域住民が安心して住み慣れた場所で暮らせるよう支援していくことを運営方針とし事業を進めていくこととする。</p> <p>包括の周知が行き届いてきたことから、講演依頼数も増加傾向にある。今後も更に周知に力を入れ、包括の役割を理解していただき、安心して相談できる場であることをアピールしていきたい。また事務所の設置の利便性から来所も多いので、今までのように相談業務に応じられるよう体制を整えておく。今年度も独自の広報誌を作成・発行し、更に幅広く周知を進めていきたい。</p>

平成21年度 地域包括支援センター運営にあたっての基本方針

地域包括支援センター名	運 営 方 針
郡 山	<p>ネットワーク構築を更に積極的に推進し、支援体制を強化する。その為に、郡山地区と八本松地区の2地区の特性に応じたネットワーク作りを推進していく。郡山地区においては、既存している小単位のネットワークとの連携も引き続き行いながら、地域の関係団体の連携を生かした郡山地区全体のネットワーク構築を行えるよう取り組んでいく。八本松地区においては、従来のネットワークの枠組みと連携強化に加え、地域活動に積極的に取り組む住民グループとの関係づくりを更に推進し、多方面から高齢者を支えるネットワーク形成に取り組んでいく。</p> <p>また、20年度に「介護予防・地域包括ケア構築事業」を通して活動を開始した地域住民による自主グループ4か所についても、地域の社会資源として活用しながらPRをしていくとともに、今後、活動を希望している地域に継続的な支援を行き、更に、自主事業であるシリーズ形式の「権利擁護講座」をさらに充実させることで地域住民相互による、支援体制作りを進めていく。</p> <p>なお、事業全般の推進にあたっては、今年度の実績に加え、担当圏域の関係機関・団体をはじめ、市・区役所並びに社協(市・区・地区社協)のネットワークを活用し、更に連携を図りながら地域の高齢者を中心とした福祉課題の解決に取り組み、併せて地域福祉全体の向上に努めていく。</p>
山 田	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会を通じ地域実情にあった地域密着の介護予防教室の開催や市民センター・各コミュニティセンターにて包括の特性を生かした相談会等を定期的で開催し、圏域内高齢者(特にボランティアサロンや老人クラブへの未参加高齢者)の状況把握や介護予防周知浸透に努める。 ・関連性の高い認知症と虐待について、民生委員や町内会役員等へ専門的な研修会を実施し、権利擁護意識向上と見守りネットワーク作りに繋げる。 ・介護予防への理解と各団体間の連携を目的に地域包括ケア会議の開催を地域実情にあわせて行う。 ・医療機関、介護サービス事業所、インフォーマルサービス関係者等との情報交換や各サロン活動への支援を行う。 ・ケアマネジャーへの個別支援と研修会(区全体・隣接包括との合同・包括独自等)開催や各種勉強会の情報提供を行い、ケアマネジャーのレベルアップに努める。 ・特定高齢者に関する医療機関との連携に努める。 ・交番・消防署・民児協・建設公社管理センターと定期的に情報交換を行い、圏域内高齢者の把握に努める。 ・毎朝センター会議を行い、利用者や研修会内容等の情報共有と日々の業務改善に繋げる。
西 中 田	<p>市民センターや町内会、老人クラブ、民生委員等と協力しながら、地域住民の介護予防への意識を高め、住民が介護予防の担い手となれるよう啓蒙活動を続けていく。また、地域のサロン活動を行っている団体やこれから活動予定の団体間での情報交換会の開催や、サロン活動の内容を一緒に検討したり、実際にサロンに参加するなどの支援・協力をすすめて、潜在的特定高齢者等の把握・支援につなげるとともに、地域住民が安心して生活できる体制作りで寄与できるように努めていく。</p>
東 中 田	<p>地域の関係機関と連携を取りながら、高齢者が抱える多問題に取り組んでいけるネットワークの構築を目指す。</p> <p>閉じこもり高齢者を民生委員や町内会などと連携をとり、地域の社会資源につないだり公的なサービスを導入したりし、孤立化を防いでいく。</p> <p>介護予防教室や介護予防講話を地域全体の実施をめざし、地域高齢者の介護予防啓発に努める。</p>
富 沢	<p>住み慣れた地域で誰もがその人らしく生活し、ここに暮らして良かったと思える地域づくりを支援していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域に信頼されるセンターを目指す。 ・出来るだけ介護状態にならないように、予防プランの適切な実施。 ・地域との更なる連携を図っていく。
茂 庭	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者自らが積極的に介護予防事業に参加し、知識と実践を元に生活機能リスクを除去し、QOLの向上ができること。 2 事業を通して、茂庭地域住民への介護予防体制づくりへの動機付けを行い、次世代とともに地域の介護予防推進に総力を発揮できること。

太 白 区

平成21年度 地域包括支援センター運営にあたっての基本方針

地域包括支援センター名		運 営 方 針
太白区	秋 保	<p>地域の高齢者が住み慣れた秋保で、その人らしい生活をできる限り安心して継続できるようにするために、できるだけ要介護状態にならないような予防対策から、高齢者の状況の変化に応じた介護サービスや医療サービスなど様々なサービスを切れ目なく提供することが必要となる。</p> <p>地域の高齢者の心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な支援を継続的かつ包括的に提供するシステムの中核機関となることを目指す。</p>
	泉 中 央	<p>地域や関係機関との連携を図っていくことができるよう、民生委員、町内会、ボランティア、地区社協、医療機関、関係機関などにセンターの役割、活動内容の普及・啓発を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議の開催により、地域の見守り、支援の必要性を共通理解する。 ・定例会やサロンなどの地域行事に参加し、センターの役割について周知する。 ・医療機関との連携を図る。 <p>運動自主サークルの育成支援を行う。 地域住民への介護予防活動を行い、介護予防の必要性を周知する。</p>
泉 区	寺 岡	<p>地域で生活をする方々が必要な時に必要な支援を受けることで、尊厳ある人生を送ることができるよう以下の取組を強化する。</p> <p>関係が不十分である機関への働きかけを行ない、ネットワークの拡大と強化を図る。 講話や地域行事などを通じて、地域住民に対する介護予防の意識付けを行う。</p>
	松 森	<ol style="list-style-type: none"> 1 確実にスムーズな引継ぎ業務を行う 4月からの日常業務への支障を最小限に食い止めるよう配慮し、できるだけ速やか且つスムーズに引継ぎできるよう努める。 2 介護予防教室の充実 効果的且つ有益な教室の運営を目指すと共に、地域との関係作りのツールとしても活用していく。 3 町内会との関係作りの安定と拡大を図る 松陵・鶴が丘・松森の各町内会との連携を充実、安定させると共に地域資源の掘り起こしと関係作りを進めていく。 4 センターのサービスの質の向上を図る 有機的且つ機能的なヒューマンネットワークの構築(昨年より継続)と研修や学習会などに積極的に参加する。
	南 光 台	<ol style="list-style-type: none"> 1 圏域見直しに伴う移行業務(地域支援業務・指定介護予防支援業務)を円滑に移行する。 2 新たな圏域の現状把握と関係団体、関係者との連携構築。 3 前年度の介護予防構築ケア事業のフォロー。 4 高齢者虐待防止ネットワーク構築事業への取り組み。 5 地域包括ケア会議での課題の整理と内容の検討。 6 特定高齢者の把握に関して医療機関との連携、事業の啓蒙と結果返し 7 関係団体との定期的な介護予防支援活動の展開:老人クラブ:ボランティアG・有志の会・市民センターまつりなど 8 新たな圏域での介護予防教室の開催を検討していく。
	虹 の 丘	<p>自分らしく地域で住み続けるための「相談窓口」を目指して、地域におけるネットワークを使い、センターの役割を周知徹底する。地域へ介護予防の大切さを広めていくために、市民健診の受診を勧め、介護予防教室や自主活動グループへの参加を促していく。担当圏域包括ケア会議の定期開催により、各地域が抱える問題を把握し、解決へ向けた協力体制を作る。権利擁護に関する普及啓発を行い、高齢者虐待がない暮らしやすい環境作りを進める。</p>
	根 白 石	<p>地域ネットワーク会議では、出席者からの議題提案で会議が進行されることも多くなり、地域の高齢者への関心も高くなってきていることなどから、各ネットワーク間で連携できるようにすることで、センターは地域の高齢者及び家族等へ多様な情報を発信し、適切なサービスが利用でき、可能な限り住み慣れた地域で暮らすことができるような支援に継続して努める。</p>

平成21年度 地域包括支援センター運営にあたっての基本方針

地域包括支援センター名	運 営 方 針
将 監	<p>地域や関係機関との連携を図っていくことができるよう、民生委員、町内会、ボランティア、地区社協、医療機関、関係機関などにセンターの役割、活動内容の普及・啓発を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当圏域包括ケア会議の開催により、地域の見守り、支援の必要性を共通理解する。 ・定例会や老人クラブなどの地域行事に参加し、センターの役割について周知する。 ・医療機関との連携を図る。 <p>地域住民への介護予防活動を行い、介護予防の必要性を周知する。</p>
向 陽 台	<ol style="list-style-type: none"> 1 確実にスムーズな引継ぎ業務の実施 4月からの日常業務への支障を最小限に食い止めるよう配慮し、できるだけ速やか且つスムーズに引継ぎできるよう努める。 2 地域資源のネットワーク構築 困難事例への支援をより適切且つスムーズに行うため、地域特有の事情を的確に把握し、資源のネットワークづくりに取り組んでいく。 3 介護予防教室の充実 効果的且つ有益な教室の運営を目指すと共に、地域との関係作りのツールとしても活用していく。 4 センターの相談機能の維持 センターの相談機能・コーディネート能力の質の確保に努める。
八 乙 女	<p>圏域内の高齢者は、中上流志向で経済的に安定しており、家族と同居していたり、定期的に家族の訪問を受けたりしながら、比較的困窮することなく過ごしている方が多い。一方、市営住宅などに入居している高齢者は、独居が多く、対外的な関係が希薄で、支援など介入することが困難なケースもある。古くからの住宅地は高齢化率が高くなりつつあり、比較的新しくマンションなどが多い区域は高齢化率が低い。町内会は、連合町内としてまとまっている地区もあれば、一部孤立している町内会もある。活動内容についても、熱心に地域全体で問題に取り組んでいる町内もあれば、上層部の意見や活動が地域住民の末端まで浸透的にくい町内もあるようである。</p> <p>これまで築いてきた、センターと地域とのつながりを維持していく。また、各関係機関と連携をしながら、地域のニーズに対応できるような体制を目指し、常に、公正・中立な立場で運営にあたっていく。</p>